

愛媛県無電柱化推進計画

令和2年2月

(令和3年2月改訂)

愛媛県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく愛媛県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 愛媛県における無電柱化の現状

愛媛県では、昭和 61 年度から国の電線類地中化計画に基づき無電柱化を推進しており、関係者の協力の下、地域の幹線道路や主要観光地へのアクセス道路において電線共同溝の整備等により無電柱化を進めてきた。

平成 30 年度末までに、松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市の幹線道路において約 22km の整備が完了している。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

限られた予算の中で効果的に無電柱化を実施するため、「防災」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等の観点から、無電柱化の必要な道路について優先的に無電柱化を推進する。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第 2 条)」の理念の下、県民や電線管理者等の理解、協力を得て、無電柱化により愛媛県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する。

なお、愛媛県が管理する道路以外については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害時の被害拡大を防止するために必要な道路の無電柱化を推進する。特に人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となる恐れがある市街地内の道路において無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定

道路や重点整備地区内の道路、その他学校や駅周辺等の歩行者の多い道路等の無電柱化を推進する。

なお、JR松山駅周辺の道路については松山駅周辺土地区画整理事業で整備される街路をはじめ、駅へのアクセス道路の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

さらに、安全で快適なサイクリング環境を提供し、サイクリングパラダイス愛媛を実現するため、愛媛マルゴト自転車道における無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際は、当該道路事業等の実施の状況をふまえつつ、無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

2019年度から2020年度までの2年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

2020年度までに別表1の路線について無電柱化事業に着手する。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、道路管理者と電線管理者が相互に調整し、必要に応じ、地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、道路管理者と電線管理者は相互に連携して電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の導入も検討する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路は、電線共同溝の整備を優先して実施する。参画する電線管理者が1者しか存在しないなど、電線共同溝方式による整備が困難な場合は、道路管理者と電線管理者が単独地中化方式について協議するとともに、実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、相互に連携を図る。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストで無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を電線管理者に要請する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、道路管理者と電線管理者は相互に連携して無電柱化を検討する。また、無電柱化を実施する場合は、円滑な無電柱化実施のため、施工時期等の調整を行う。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう道路管理者と電線管理者が相互に連携して実施する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、愛媛県の緊急輸送道路においても同様に実施しており、また、国において検討が進められている既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。検討にあたっては、電線管理者から意見を聴取する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を継続する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる四国地区無電柱化協議会愛媛地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

無電柱化を実施する際、工事関係者は道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減すると

もに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的な整備に努める。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者と相互に調整する。

同様に、ガスや水道の更新時期等他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、愛媛県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

無電柱化推進計画一覧

(別表1)

番号	市町名	事業主体	道路種別	路線名	起点	終点	整備延長(m)	備考
1	松山市	国	国道	国道33号	松山市東石井2丁目	松山市天山3丁目	1,400	
2	松山市	国	国道	国道33号	松山市天山1丁目	松山市小坂5丁目	1,700	
3	大洲市	国	国道	国道56号	大洲市大洲	大洲市大洲	400	
4	松山市	県	県道	六軒家石手線	松山市中央1丁目	松山市本町6丁目	1,200	令和4年度完了見込み
5	松山市	県	県道	松山港線	松山市中央1丁目	松山市宮西1丁目	2,000	令和4年度完了見込み
6	松山市	松山市	市道	二番町線	松山市二番町4丁目	松山市大街道2丁目	940	
7	松山市	松山市	市道	中央循環線	松山市平和通2丁目	松山市平和通1丁目	860	
8	松山市	松山市	市道	松山駅西南北線	松山市南江戸1丁目	松山市辻町	1,020	
9	松山市	松山市	市道	松山駅北東西線	松山市宮田町	松山市辻町	440	
10	松山市	松山市	市道	三番町線	松山市三番町8丁目	松山市南江戸1丁目	380	
11	松山市	松山市	市道	松山駅前竹原線	松山市大手町2丁目	松山市千舟町8丁目	580	
12	松山市	松山市	県道	松山港線	松山市大手町2丁目	松山市大手町2丁目	100	
13	松山市	松山市	市道	千舟町空港線	松山市千舟町7丁目	松山市千舟町8丁目	1,140	
14	松山市	松山市	市道	三番町線	松山市花園町	松山市三番町6丁目	480	
15	西予市	西予市	市道	旧町地区406号線	西予市宇和町卯之町三丁目	西予市宇和町卯之町三丁目	150	
16	西予市	西予市	市道	旧町地区326号線	西予市宇和町卯之町二丁目	西予市宇和町卯之町二丁目	160	
合計							12,950	

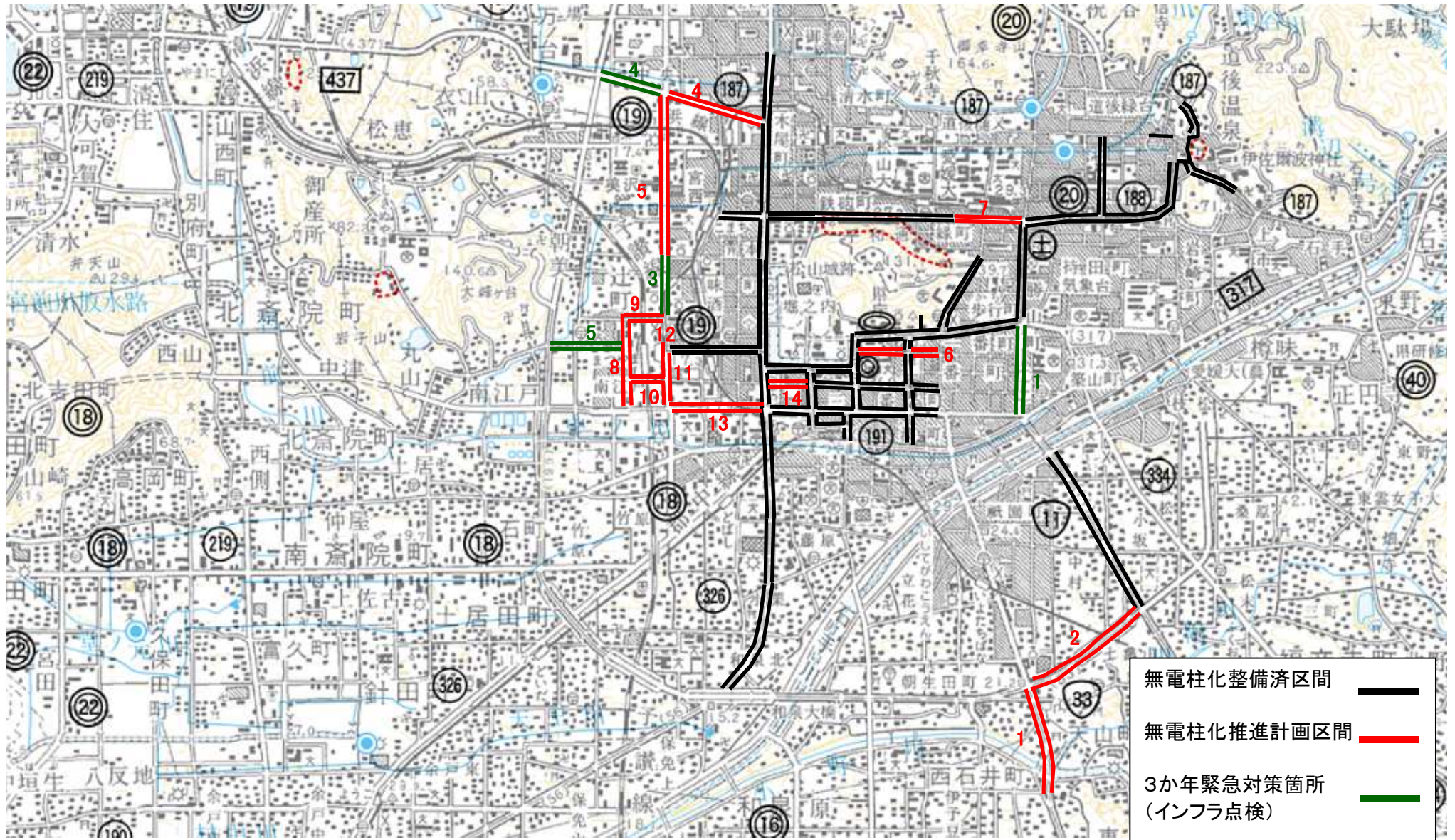
【参考】3か年緊急対策箇所(インフラ点検)一覧

番号	市町名	事業主体	道路種別	路線名	起点	終点	整備延長(m)	備考
1	松山市	国	国道	国道11号	松山市勝山町1丁目2番3	松山市勝山町1丁目18番4	1,200	
2	宇和島市	国	国道	国道56号	宇和島市天赦公園	宇和島市丸之内1丁目	1,400	
3	松山市	県	県道	松山港線	松山市宮西1丁目	松山市宮田町	1,000	
4	松山市	県	県道	松山港線	松山市中央2丁目	松山市中央1丁目	800	
5	松山市	県	県道	(都)松山駅西口南江戸線	松山市南江戸1丁目	松山市南江戸5丁目	940	松山駅周辺土地区画整理事業(同時整備)
6	八幡浜市	県	国道	国道197号	八幡浜市江戸岡1丁目	八幡浜市江戸岡1丁目	900	
7	八幡浜市	県	県道	八幡浜港線	八幡浜市沖新田	八幡浜市江戸岡1丁目	2,200	
8	内子町	町	町道	本町線	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子	300	
9	内子町	町	町道	本町旭線	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子	1,500	
10	内子町	町	町道	本町田中線	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子	600	
合計							10,840	

※7については、電線共同溝の設置スペースを確認するための試掘を行ったうえで、当該事業の実現に向けた検討を進める。

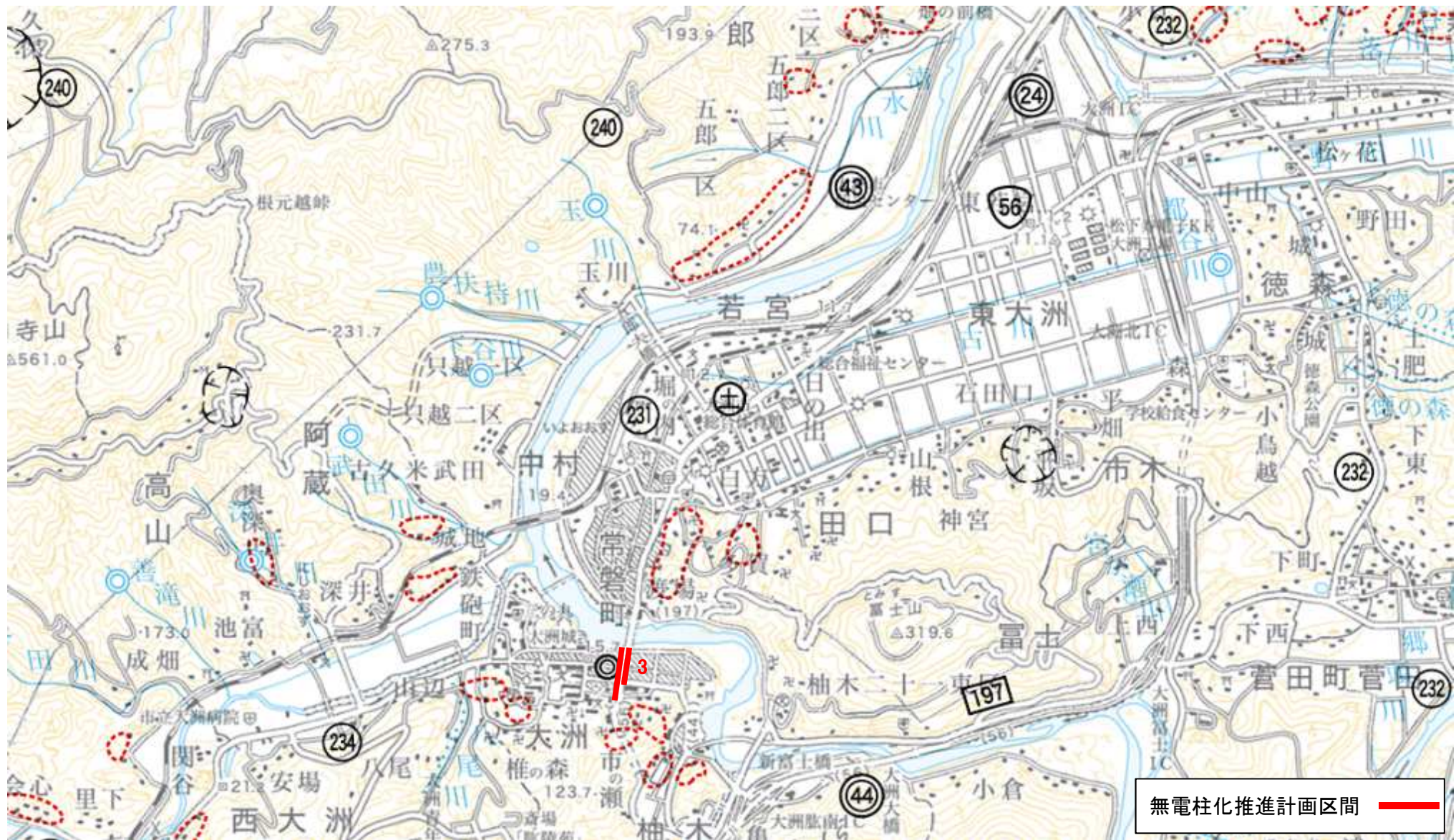
※8、9、10については、無電柱化に合わせ歩道等を整備したうえで電線共同溝の設置スペースを確保し、当該事業の実現に向けた検討を進める。

愛媛県無電柱化推進計画位置図(松山市)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(大洲市)



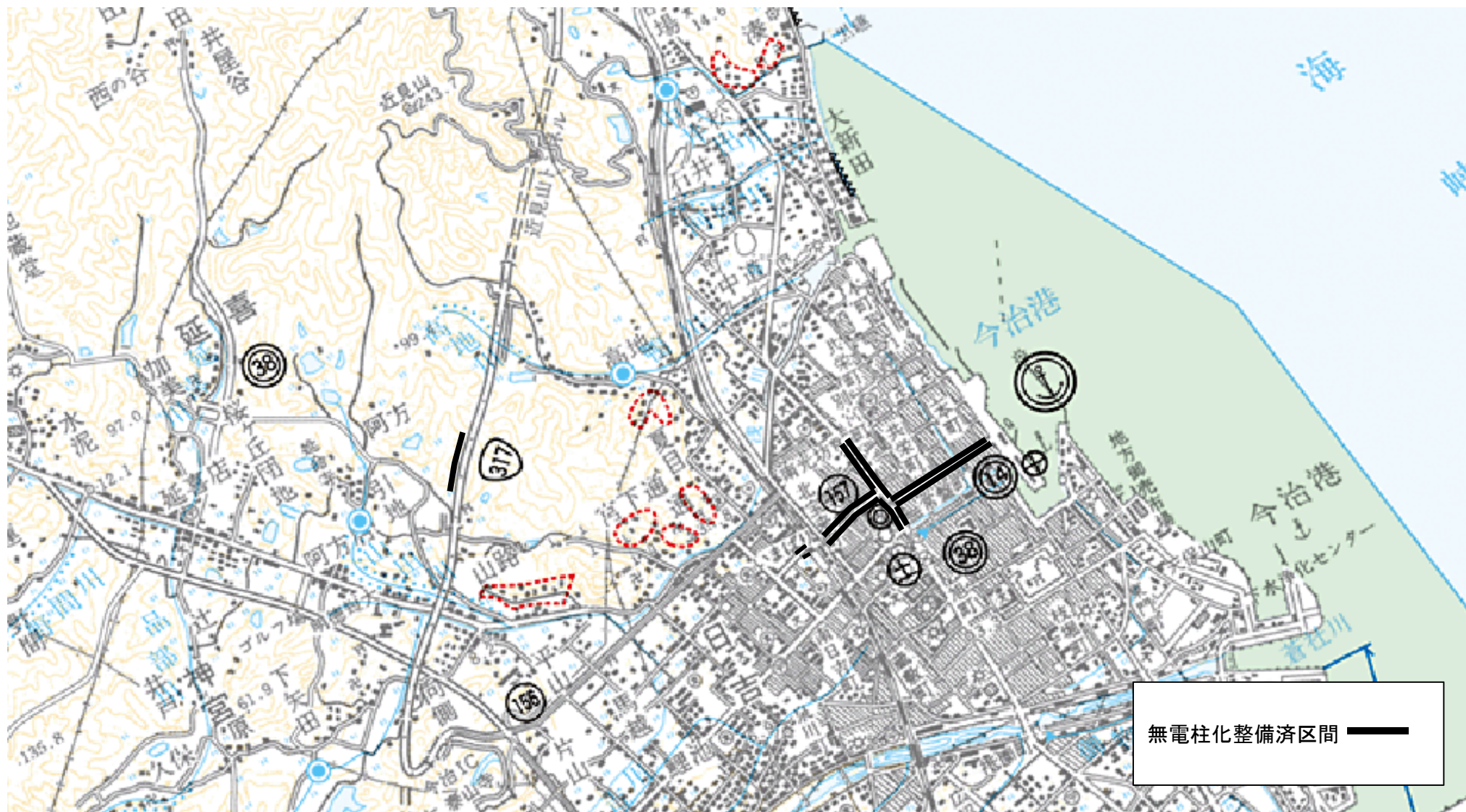
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(西予市)



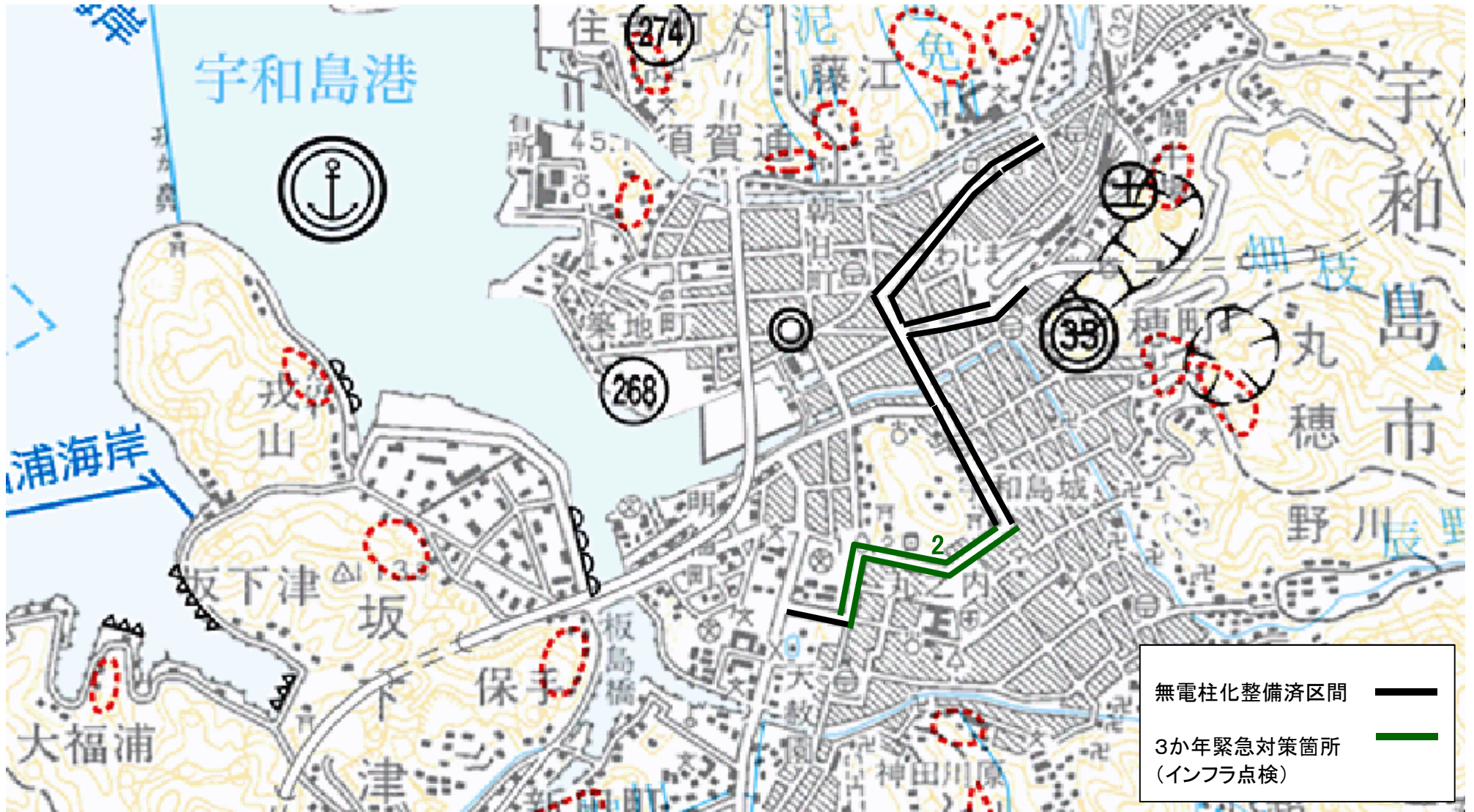
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 20000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(今治市)



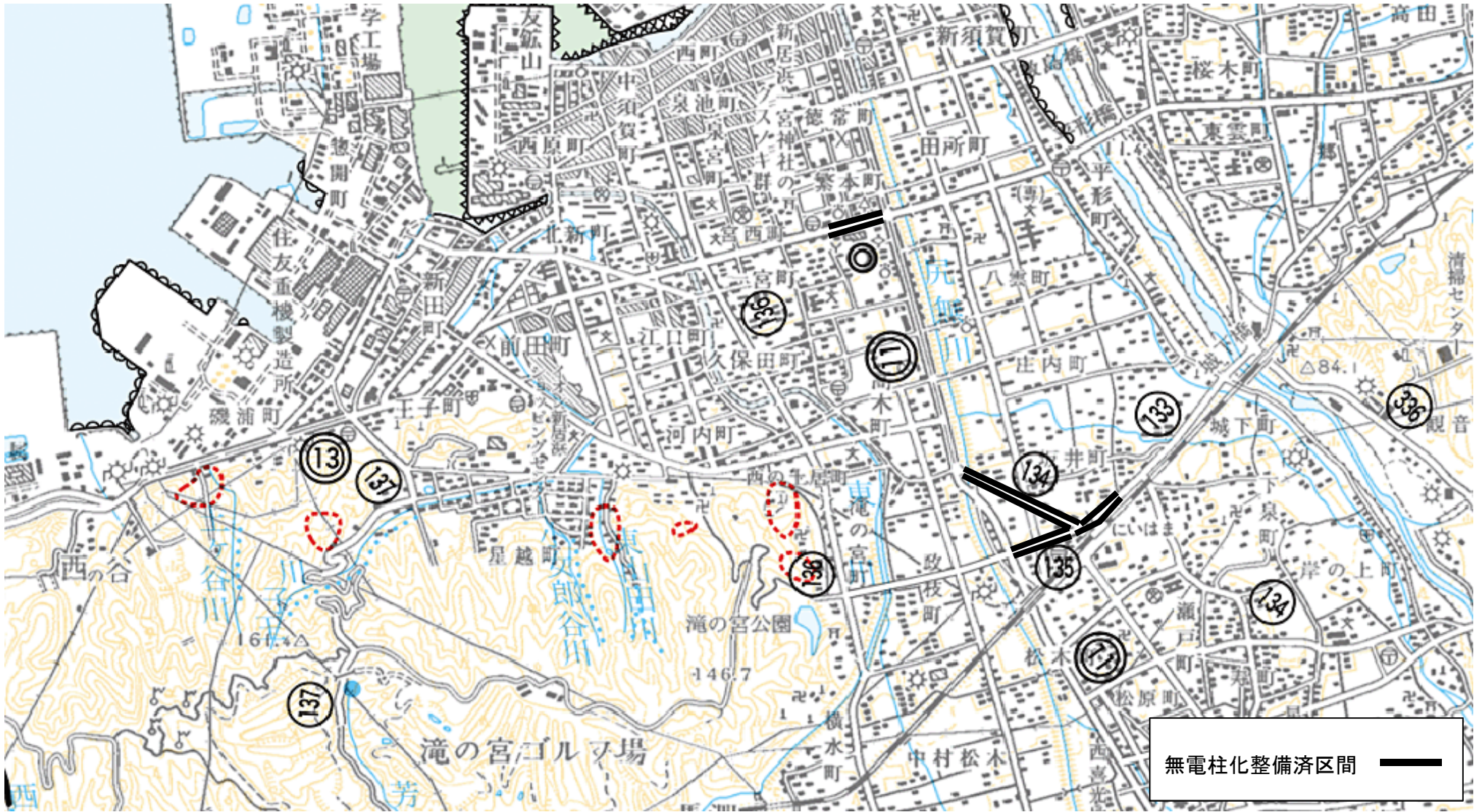
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(宇和島市)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(新居浜市)



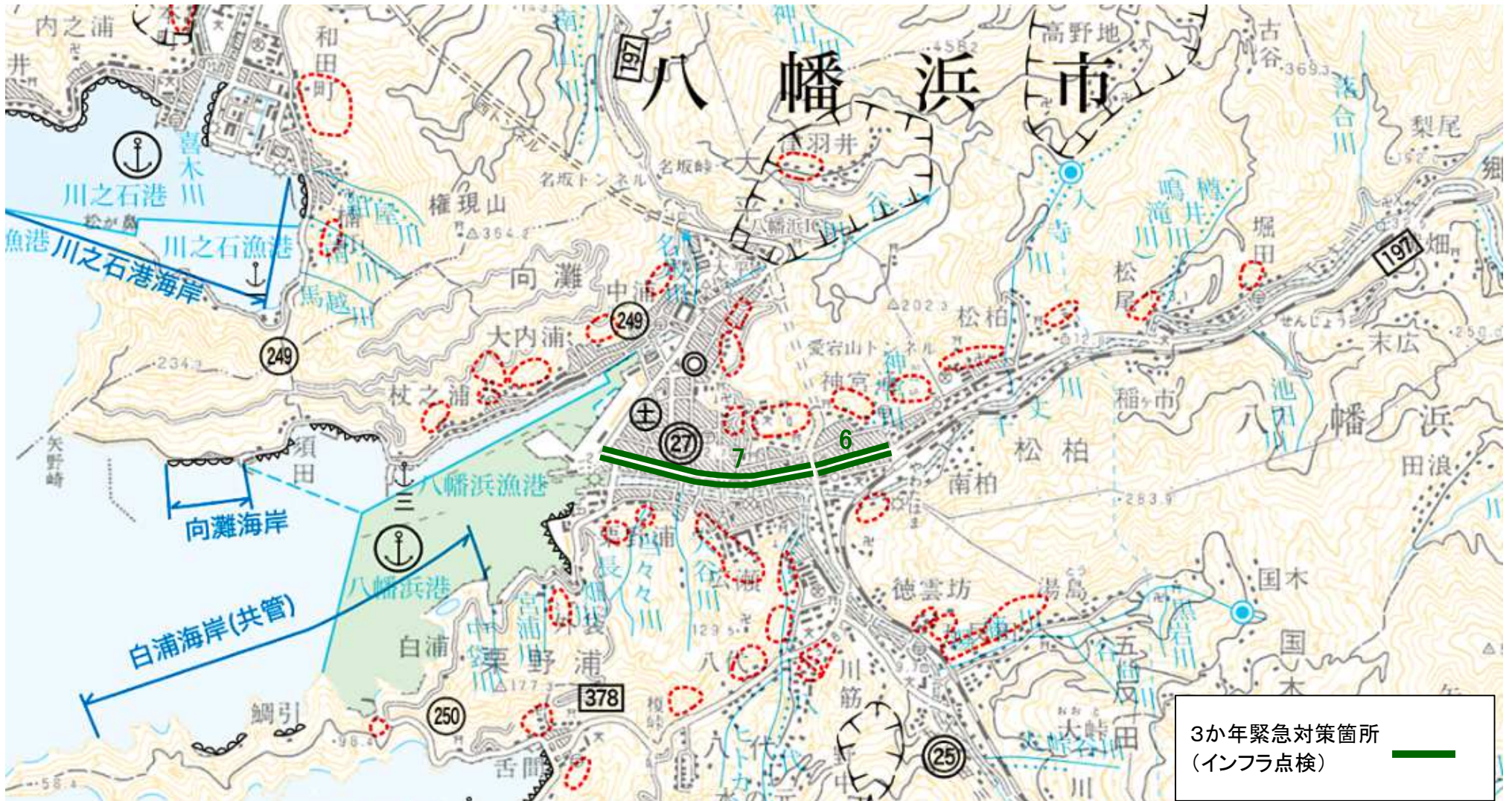
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(西条市)



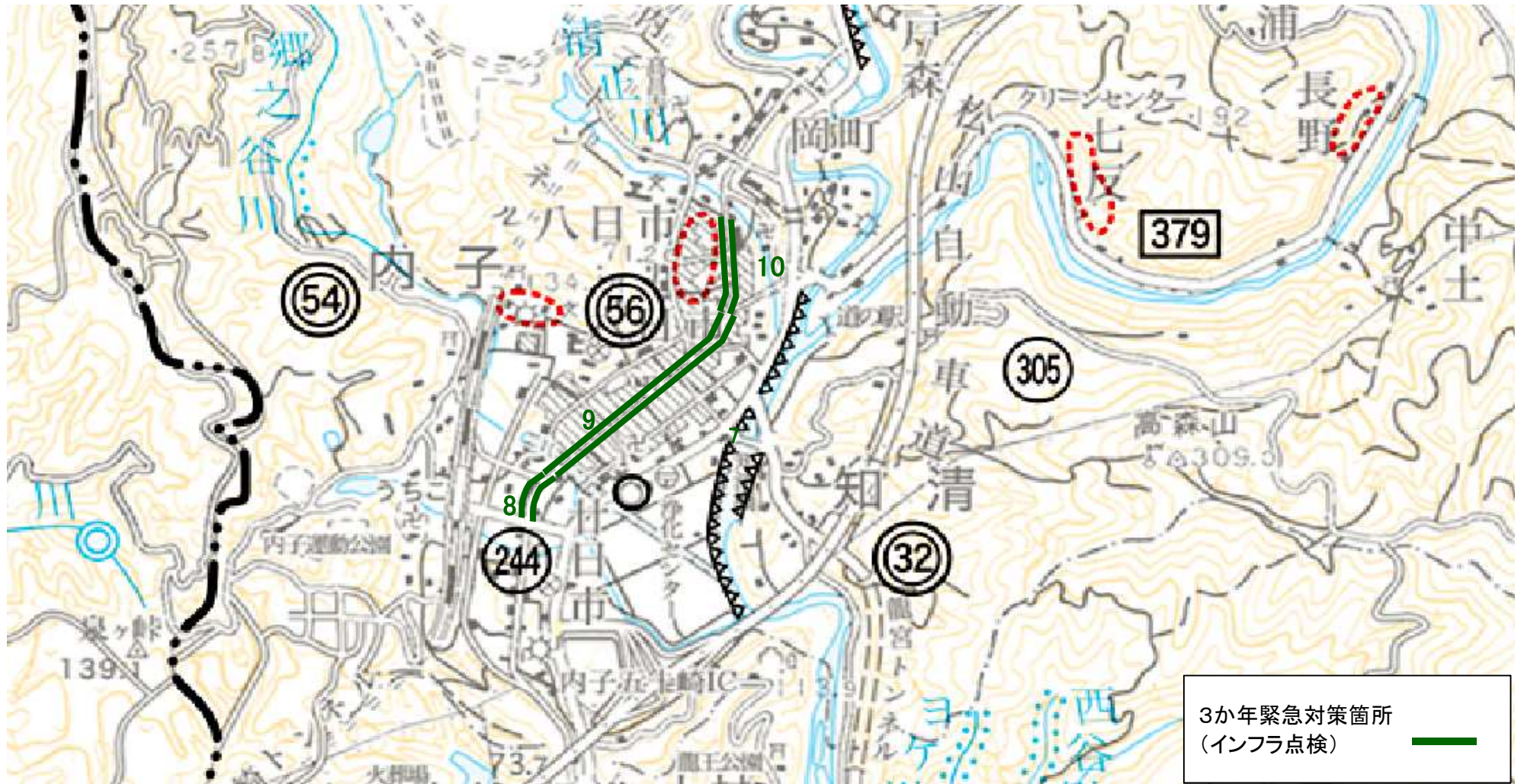
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(八幡浜市)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(内子町)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)